

小豆島町池田放課後児童クラブの概要

1. 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1年生から6年生まで）を対象に、放課後にお預かりし、適切な遊び、生活、学習の場を与えて、健全な育成を図るものです。

2. 名称、定員及び場所

名 称	定 員
小豆島町池田放課後児童クラブ (小豆島町池田学童保育センター)	30人
場 所	小豆島町池田 1306 番地

3. 開設の期間・時間

①開設期間 4月1日から翌年3月31日まで（ただし、土日祝日、8月13日～15日（盆期間中）及び12月29日～1月3日（年末年始）は除く）。
【新1年生は、入学式の次の日～】

②開設時間 小学校授業終了後から午後6時まで。
春休み、夏休み、冬休み及び学校行事による振替休業日は午前8時30分から午後6時まで。

4. 対象児童

放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童1年生から6年生）

5. 申し込み

放課後児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、「放課後児童クラブ入所申込書」に「就業証明書（自営業・求職活動中等証明書が取れない場合は民生委員の証明書）」「緊急時連絡表」を添えて、子育て共育課、池田放課後児童クラブ又は池田窓口センターへ提出。

入所の可否については、保護者に対して決定通知書を送付。

6. 保護者負担金

期 間	保護者負担金
通年【長期休業中含む】（4月～翌年3月まで）	月額 5,000円
夏季休業中のみ（7月21日～8月31日）	7月分2,500円 8月分5,000円
冬季休業中のみ（12月25日～1月7日）	12月分2,500円 1月分2,500円
学年末休業中のみ（3月25日～4月5日）	3月分2,500円 4月分2,500円

その他イベント等の経費を徴収する場合があります。

7. 保険制度

児童は、スポーツ安全協会傷害保険（年額800円）に加入。

8. 登所等

- ① 通常日は学校から徒歩にて登所。帰りは保護者迎え。
- ② 長期休業中（春・夏・冬休み）及び振替え休業日は保護者の送迎。

9. 入所の制限

- ① 病気その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。
- ② その他管理上支障があると認められるとき。

10. 退 所

児童を退所させようとする保護者は、放課後児童クラブ退所届を提出してください。

11. 入所の取消し

児童が次のいずれかに該当する場合は、入所を取り消します。

- ① 放課後児童に該当しなくなったとき。
- ② 保護者から退所届の提出があったとき。
- ③ 町外に転出したとき。
- ④ 無断で1月以上出席しなかったとき。
- ⑤ 児童又は保護者が規則を守らないとき又は指導員等の指示に従わないとき。
- ⑥ 入所を取り消すことに相当の理由があると認めるとき。

12. 約束ごと

- ① 無断で外出や帰宅をしないこと。
- ② おやつ、ジュース等の飲食物や個人的な図書、玩具等の持込みはしないこと。
- ③ 金銭、貴重品及び危険物の持込みはしないこと。

13. その他

- ① 学校給食のない日は、弁当を持参すること。
- ② 特別な行事等の場合は、保護者の協力をお願いする場合があります。
- ③ 児童が休む場合等連絡事項があるときは、その都度連絡をすること。
- ④ 建物器具等を破損等した場合、弁償をお願いすることがあります。

【連絡先】

小豆島町池田学童保育センター	TEL	75-0067
小豆島町子育て共育課	TEL	82-7010